公益財団法人　水・地域イノベーション財団

第１２回評議員会（臨時）議事録

日　時　２０２６年3月１３日（金）　１４：００～１５：４５
場　所　財団事務所会議室
出席者　評議員　石井 晴夫、安倍（奥田）早希子、北村 潤一郎(zoom)
西原 一裕、森 由美子、森田 弘昭
理事　野村 喜一（理事長）、櫻井 克信（常務理事）
監事　伊藤 信夫、小澄 了子
事業部長　清水 康生
事務局　三浦 輝久、工藤 麻弥子、和田かおる

□　議事次第

１．開会宣言
２．理事長挨拶
３．議長選出
４．評議員出欠の確認
５．議事録署名人選任
６．提出議案の審議
I.　報告事項
第 1 号　2026 年度事業計画及び収支予算決定の報告
第 2 号　2025 年度水・地域助成事業－体験活動団体助成事業採択者決定の報告
第 3 号　2026 年度水・地域助成事業－研究・活動助成事業実施の報告
第 4 号　2026 年度水・地域支援事業（ビジネスプランコンテスト）実施の報告
第 5 号　その他
７．閉会宣言

□　議事の経過及びその結果：

理事会の開催に先立ち、理事のオンライン接続状況を確認し、音声が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に、意見表明が互いにできることが確認された。

１．開会宣言

櫻井常務理事より、開会宣言がなされた。

2．理事長挨拶

野村理事長より、挨拶がなされた。

●野村理事長：本日午前に、内閣府広報の YouTube 動画撮影を行った。財団の認知度は着実に高まっており、引き続き皆様のご協力をお願いしたい。

3．議長選出

定款第１９条に基づき、石井評議員が互選により議長に選出された。

4．評議員出欠の確認

評議員６名のうち評議員会運営規則第８条（定足数）の評議員の過半数の出席を充足していることが確認された。

5．議事録署名人選任

定款第２３条第２項により、石井議長（評議員）、奥田評議員、森評議員が、議事録署名人として選任された。

6．提出議案の審議

I. 報告事項

第１号議案　2026 年度事業計画及び収支予算決定の報告

事務局三浦より第１号議案 2026 年度事業計画及び収支予算決定の報告についての説明があった。

●石井評議員　：公益認定法が変わり、収益目的事業も単年度なら黒字になってもよいのではないか。

○櫻井常務理事：　ご指摘の通り、5 年間で収支をとるということになっている。

第２号議案　2025 年度水・地域助成事業－体験活動団体助成事業採択者決定の報告

事務局三浦より第２号議案　2025 年度水・地域助成事業－体験活動団体助成事業採択者決定の報告についての説明があった。

●森田評議員　：採択者２の「川に学ぶ体験活動協議会」の活動場所はどこか。

○事務局三浦　：事務所は西日暮里にある。

●櫻井常務理事:この団体は川の体験活動の指導者養成・資格管理を行う団体であり、

実際の活動は東京だけではない。地方でも活動している。ライフジャケットの認定等もしている。

第３号議案　2026 年度水・地域助成事業－研究・活動助成事業実施の報告

事務局三浦より第３号議案　2026 年度水・地域助成事業－研究・活動助成事業実施の報告についての説明があった。

●石井評議員　：海外からのエントリーはないのか。
○事務局三浦　：海外の団体はまだ受け付けていない。海外の NGO を審査できる体制にない。
●石井評議員　：日本にいる留学生が NPO を作っており、そういうところがこれから申し込んでくる可能性がある。外国人は AI を使ってエントリーシートを作るので、気を付けないといけない。
○事務局三浦　：来年度の募集要項から、AI で作成したと思われるものは採択しないなどの一文を加えようかと思っている。申請書は仕方ないかもしれないが、アイデアやプランの中身そのものは、その人の発想が大切なので、それは自分で作らないといけない。

第４号議案 2025 年度水・地域支援事業（ビジネスプランコンテスト）実施の報告

事務局三浦より第４号議案 2025 年度水・地域支援事業（ビジネスプランコンテスト）実施の報告についての説明があった。

【所在地の公開について】
●奥田評議員　：資料 4-2　7 ページ目　(1) 1) ①「採択時」のところに、所在地の公開とあるが、個人の場合は市レベルでも避けた方がよいのではないか。
○事務局三浦　：最低限、都道府県名までは出したい。
●奥田評議員　：都道府県までなら個人の特定は難しいのでよいと思う。
●櫻井常務理事：公開範囲について整理したうえで公募するようにする。

【採択から２年後のアイデア公開について】
●奥田評議員　：同じ項目の②「採択から２年後」の事業化として取り組んでいない場合の措置は、罰則ということか。
●櫻井常務理事：今まではすべて公表していた。初期の段階では、アイデアを公表することによって、それを真似たりアイデアそのものを財団が買い取ったりする展開にしようという発想だったがあまり展開しなかった。

また、すでにあるアイデアをコピーペーストしたような応募もあったため、ある程度自分が実現したいという意思を持っている方に限定して応援したいと思って今回このようにした。

●奥田評議員　：内容については賛成だが、この書き方だと罰則規定のように読めてしまう。 また、アイデアは誰に所属するのか。

●櫻井常務理事：公表については応募者に同意をいただく。以前は「採択されたアイデアを使いたい場合は財団でつなぐ」としていた。

○事務局三浦　：使いたいという企業があった場合は、財団の事務局を経由して引き合わせはするが、申請者が嫌がる場合もあると明記した。現実には問い合わせはない。

●石井評議員　：模倣が発覚するのは氷山の一角だが、当事者がそれを見たときには自分のアイデアだとわかる。そうすると、財団が主催者としてお墨付きを出しているということで、同様に責任を取らされることになるので注意が必要である。

●櫻井常務理事：昨年は模倣がないかどうか事前にインターネットでチェックをしたが、専門家ではないので難しい面もある。また、アイデアの公表範囲は応募者に記載いただいているので、申請者の方で隠したいところは隠してくるはず。申請者の判断にまかせている。そのような制度を運用してきたことを前提に、今年の制度を作っている。

●奥田評議員　：模倣を見分けるのは難しいと思うが、私が言及したいのは意欲があるかどうかというところ。意欲があるかないかは、審査の段階で振り落とすことができるのではないか。採択から２年後にやる気があるかないかを確認するよりも、本来ならその前段で判断することなのではないか。

●石井評議員　：審査の入口で意欲があるかどうかを見極めるのは難しい。

●西原評議員　：意欲だけでアイデアを事業化するのは難しい。その意味で、最初の段階で判断するのは非常に難しい。

●森評議員　　：審査員に専門家を入れるのは難しいのか。

●櫻井常務理事：それなりの人は揃えているが、幅広いアイデアが出てくる。

●森評議員　　：アイデアが出た時点で専門家に聞き取りに行ってはどうか。

●櫻井常務理事：相談するには守秘義務をご理解いただけないといけない。審査員は守秘義務負って審査を行っている。簡単にアイデアを開示することはできない。

●奥田評議員　：罰則規定と受け取られるような書き方がよくないのかもしれない。

●石井評議員　：罰則規定にならないよう、事務局で工夫してほしい。
●櫻井常務理事：書き方を考える。

【模倣の防止・程度について】
●奥田評議員　：模倣の防止という意味では、募集要項の p.2(1)「ビジネスアイデア」の辺りに「従来にない、独自の」などと一言入れておいてはどうか。
●櫻井常務理事：別の地域でやっていることをもとに、この地域でもやりたいというアイデアが来たとき、それを否定してよいのかという問題もある。その地域に合わせた横展開はよいように思う。
●森評議員　　：応募するときに先行事例が書いてあれば問題ないのではないか。
○事務局三浦　：虚偽や他人の権利を侵害するのはよくない。
●櫻井常務理事：模倣の程度がある。事務局で検討する。

第５号議案 その他
事務局三浦より次回以降の会議日程についての説明があった。

●奥田評議員　：AI がつくった企画書について問題があるのはわかるが、アイデアを企画書に落とし込むときには AI を利用することもある。その部分を手伝ってくれたり相談できたりする窓口が財団にあると嬉しい。

その他議案審議はなかった。

以　上

この議事録は、定款第２３条の規定に準拠し、作成した。
この議事録が正確であることを証するため、以下の通り記名押印をする。

２０２６年3月１３日

議長　　評　議　員　　石井　晴夫

出席　　評　議　員　　安倍（奥田）早希子

出席　　評　議　員　　森 由美子
（議事録作成者）